

# 上越市水防計画の修正案について

上越市防災会議

今回の修正は、平成29年6月に水防法が一部改正されたことに伴い、新潟県が平成30年5月に県計画を修正したことから、当市の水防計画について、所要の修正を行うもの。

### ◆水防法改正の趣旨

- 平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える「水防災意識社会の再構築」への取組が必要



「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」の実現

# 水防法の改正を踏まえた修正

## (1) 対策のポイント

### ◆ 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

#### ①大規模氾濫減災協議会の組織化

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等が密接な連携体制を構築し、ハード・ソフト対策を推進するため、協議会を組織

(第1章 1.3 水防の責任等、1.4 水防計画の作成及び変更)

#### ②浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知

(第1章 1.3 水防の責任等、第11章 11.1 河川管理者の協力及び援助、第15章 15.1 洪水対応)

#### ③要配慮者の避難について地域全体での支援

洪水のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（現行は努力義務）し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現

(第15章 15.1 洪水対応)

### ◆ 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### ①民間事業者による水防活動の円滑化

水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与するとともに損失を補償

(第1章 1.3 水防の責任等、第10章 10.4 水防活動、第12章 12.2 公用負担)

#### ②浸水被害軽減地区の指定

水防管理者が洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する地区を指定し、掘削、切土等の行為を制限

(第1章 1.3 水防の責任等、第11章 11.1 河川管理者の協力及び援助、第15章 15.1 洪水対応)

# 水防法の改正を踏まえた修正

## (1) 上越市水防計画修正のポイント

### ◆ 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

(ア) 大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じた平成27年関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性が明らかになった。



#### 大規模氾濫減災協議会の組織化

○市や河川管理者、防災関係機関等の多様な関係者が連携して、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する。

第1章 1.3、1.4 【資料2-②】 P.6~P.7

(イ) 洪水予報河川等に指定されていなかった中小河川では、地域住民に大規模な氾濫が発生するおそれについて認識が共有されておらず、人的被害が発生した。



#### 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

○洪水予報河川等に指定されない中小河川で、市町村長が必要と認めるものについて、浸水実績等の把握に努めるとともに、把握したときは、住民等へ周知する。

第1章 1.3 【資料2-②】 P.5  
第11章 11.1 【資料2-②】 P.29  
第15章 15.1 【資料2-②】 P.32~P.33

# 水防法の改正を踏まえた修正

## (1) 上越市水防計画修正のポイント

### ◆「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

(7) 近年、水防管理者が建設業者等の民間事業者に水防活動を委任するケースが増えてきており、今後さらにその重要性が高まると考えられる。



#### 民間事業者による水防活動の円滑化

○水防管理者から水防活動の委任を受けた民間事業者に、水防上緊急の必要がある場合は、私有地の通行及び土地の一時使用を認めるとともに、損失を受けた者に対して、水防管理団体が補償する。

第1章 1.3 【資料2-②】P. 5

第10章 10.4 【資料2-②】P. 24

第12章 12.2 【資料2-②】P. 31～P. 32

(4) 河川の氾濫の際に浸水の拡大を抑制する効用がある自然堤防等が、宅地開発や道路の新設等に伴い切土又は除却され、当該効用を喪失してしまう場合がある。



#### 浸水被害軽減地区の指定

○既存の資源を最大限に活用し、保全するため、水防管理者が河川管理者の協力のもと、洪水浸水想定区域にある浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区に指定する。

第1章 1.3 【資料2-②】P. 5～P. 6

第11章 11.1 【資料2-②】P. 29

第15章 15.1 【資料2-②】P. 33